

#### 4. 駅夜間戸閉め業務委託仕様書

車両基地における警備、清掃及び駅安全確認業務委託のうち、駅夜間戸閉め業務委託の履行については、この仕様書の定めによる。

##### I 業務概要

1 履行場所：駅（指定された巡回コースによる）

2 業務仕様

- (1) 本仕様書、関係法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書その他関係書類に定めがない事項については、発注者の指示に従うこと。

3 対象業務

(1) 戸閉め業務の範囲

業務の範囲は、原則として次の指定された巡回コースによる。

##### 【巡回コース】

A コース：千葉駅⇒栄町駅⇒市役所前駅⇒県庁前駅⇒葭川公園駅⇒千葉公園駅

B コース：作草部駅⇒天台駅⇒穴川駅⇒スポーツセンター駅⇒みつわ台駅⇒  
桜木駅⇒小倉台駅⇒千城台北駅

なお、点検等により巡回コースが変更になるときには、都度、発注者からの指示によるものとする。

(2) 業務に従事する者（以下「作業員」という。）の勤務時間

2名体制とする。

全日（365日）

A コース 23時45分から1時45分まで（2時間）

B コース 23時50分から1時50分まで（2時間）

(3) 業務内容

##### 【安全の確保】

ア 千葉駅

(ア) ペデ階において終電乗車旅客及び降車旅客を確認し、その状況を無線機で駅務員に連絡する。

(イ) エスカレーター（地上～ペデ階～コンコース階）の停止、安全確認。

(ウ) シャッター（地上階階段側・エスカレーター側）を閉める。

イ 千葉駅以外の駅

(ア) 終電発車後の駅構内（コンコース、ホーム、トイレ、エレベーター庫内等）を見回り、異常の有無を確認し、異常が見受けられた際は、運輸指令へ報告する。

a 扉の施錠確認

b 人がいないことの確認

c 走行面に障害物がないことの確認

ただし、スポーツセンター駅及び動物公園駅においては、以下の作業を追加する。

d スポーツセンター駅においては、球場側エレベーターについて、庫内を確認し安全が確保出来たら、専用の鍵を用いエレベーターの電源を切る。

e 動物公園駅においては、改札外に設置されている2か所のエレベーターの庫内を確認し、安全が確保されたうえで、エレベーターの停止を確認する。

【電気関係】

ウ 千葉駅以外の駅

照明、電照広告及び電気掲示類の電源を切る。

(注) 電源盤（ON：赤、OFF：緑）は押すと切り替わり全て「緑」にする。

【駅の施錠】

エ 千葉駅以外の駅

安全の確保及び電気関係の業務が完了したら、シャッター、くぐり戸を閉め、施錠する。

【その他】

オ 業務開始時

A コース： 23時45分までに千葉駅に入り、本日の業務内容について駅務員より指示を受け、業務開始準備を行う。

千葉駅業務終了後、異常が見られなければ、無線機で駅務員に千葉駅での業務終了の連絡をする。

その後、開始駅に移動し戸閉め業務を行い、運輸指令に連絡する。

B コース： 0時までには作草部駅に入り、下りホームにて終電（下り）の発車を確認の後、運輸指令に業務開始の連絡をする。

カ 業務終了時は、運輸指令に業務終了の連絡をする。

#### (4) 業務報告

- ア 毎日の作業の実施内容について、「業務日誌」を作成し、月毎に取りまとめ、翌月初に千葉駅へ提出、確認を受けること。
- イ 業務中、異常又は事故等を発見した場合は、その都度、必要に応じて運輸指令及び千葉駅へ報告し、また業務終了後、報告書を提出すること。
- ウ 業務の実施状況について発注者が報告を求めた場合は、何時でも報告をしなければならない。

#### 4 作業員の資格等

- (1) 作業員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
- (2) 配置する作業員について、氏名、検定資格の有無等を記載した「作業員名簿」を作成し、事前に総務課へ提出すること。なお、変更が発生した場合も同様とする。
- (3) 作業員のうち1名を「作業責任者」として選任し、会社へ届け出ること。
- (4) 作業員のうち1名は「施設警備検定2級」以上を所持する者とする。
- (5) 作業員のうち1名は「救命講習修了者（上級救命）」を所持する者とする。
- (6) 作業員は、施設警備経験年数5年以上の者とする。

#### 5 経費の負担

- (1) 発注者負担
  - ア 業務遂行に必要な作業員が着用する発注者指定の腕章
- (2) 受注者負担
  - ア 業務遂行に必要な作業員の制服・制帽・名札及びその他消耗品（事務用品等）
  - イ 作業報告に必要とされる携帯電話及び通信料
  - ウ 駅間移動に必要とされる移動手段の確保

#### 6 委託料の支払等

委託料の支払いについては、発注者と受注者との協議により決定し、契約書に記載する。

#### 7 留意事項

- (1) 本業務委託の履行にあたっては、警備業法等関係法令を遵守し、本仕様書等に定められた項目を誠実に履行すること。  
また、作業員への賃金の支払いや労働条件についても、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の遵守について、発注者から関係書類等の提出を求められた場合は直ちに提出すること。
- (2) 配置する作業員に対し作業に必要な服装（制服・制帽・名札）を着用させること。

- (3) 業務中は、旅客、本社員に対し適切な言葉遣い、態度を心がけること。
- (4) 使用する鍵に関しては、慎重に取り扱うこと。